水田共同化についての一考察

和 田 士

(宮城県農試)

はしがき

農業の共同化は戦前にも行われていたが、産業組合中心(信用・販売および購買)即ち流通過程のものが多く、生産過程のものとしては加工・灌排水施設および結いなどであり、しかも農会や地主によって作られたものである.

戦後の共同化はこれらと違い、機械と科学で武装した 農民が自らの意志で創り出したもので、新しい形のもの である。しかしこれも理論と現実との矛盾により多くの ものが解体していった。ここでは宮城県の水田地帯で発 足した共同化の3例を素材として、その発生要因・組織 運営および問題点などを分析検討してみることとする。

発 生 要 因

- 一般には水田共同化の発生要因として
 - 1. 生活水準の向上一現金支出の増加

- 2. 労力不足一労賃上昇
- 3. 耕耘機導入一過剰投資

ということが論ぜられており、程度の差はあるが宮城県 の場合も同様で、特に変ったことはない.この対策とし て目指すところはそれぞれ

- 1. 所得の増大―増収・経費節減および畜産部門の 添加拡大
- 2. 労力節減
- 3. 共同購入

ということで、これを効率的に実現するには共同化が最も効果的で、しかも実現の可能性があるということになり、それぞれ変った形の共同化が発生した。

構成・組織および運営

素材として3例について、構成・組織および運営を表示すると第1表の通りである.

第1表. 各共同化の構成・組織および運営

区分	構成および規模	組 織	兼業	水田の条件	家 畜	姻戚関係その他	運営	
A	3 戸 (1)2.4 ha (2)2.0 ha (3)1.36ha 請負1.63ha 水田7.39ha 他に畑21 a	(1)組合長 (2)総括主任お よび耕作係 (3)機械係 (2)の弟は畜産 係		6.4haが3 団地に集 合してい る		(1)と(2)は従兄 弟	完全共同経営 協定栽培 月給制(労賃)(6,000円) 収益は面積割に分配(格差 はない)但し,酪農部門は 平等割り	
В	(1)2.70ha (2)2.68ha (3)2.22ha (4)1.62ha 水田9.22ha 他に畑1.23ha	(1)組合長 (3)そ菜係 (4)機械係 妻は養豚係		分 散	繁殖豚 10	全くない	1.水田は苗代だけ集合し, 他は単なる共同作業,労 賃は作業の都度精算 2.養豚は繁殖豚だけとし逐 次拡大の計画	
С	(1)2.35ha (2)3.1 ha (3)2.9 ha (4)2.5 ha (5)2.05ha (6)0.7 ha (7)0.6 ha (8)0.6 ha 世に畑50 a	組合長 長子 経 経 業 係 機 機 概 係	(5)金融業(8)国鉄員	分 散	繁殖豚	(1)は戦前 400 haの地主 (3)は(1)の分家 (7)の長男は(3) の年雇をし たことがある	1.水田は集合苗代, 品種協 定, 10 a 当り1 斗の格差 2.月給制(5,000円) 3.養豚は繁殖豚だけで現在 5 頭	

Aは労力不足よりもむしろ耕耘機の導入が主目的で共同化にはいったと見るべきで、都市部に近いがそれも古川市で特に生活水準が向上したということもなく、中農以上の者が構成メンバーなので経済余剰が若干あるところから、組織運営が最も民主的である。地力の格差および距離などの条件も若干あるがそれらを一切ぬきにして同一条件と見なし、収益は単に面積割りで分配することとしている。3戸とも家族の全面的協力を得て成果をあげているが、昭和35年9月から発足したので、数字的に示せば第2表のようである。

第2表. Aの田植の比較

年次	要した	左のうち臨時	10 a 当	現	金	支	出
十八	人 数		1	労	賃	臨時雇	の賄費
昭35	125	人 108	1.7	30	,352	22	円 ,540
36	118	64	1.5	19	,500	11	,968
比較	減 7	減44	減0.2	減 11	,852	減 10	,572

このように共同化によって所要人数は余り減少しないが、現金の支出を要する臨時雇用が大巾に減少している.

Bは水田が同一かこいには2.5ha, 2.2haとまとまっていても、その中で分散しているので、全体としても分散していることとなり、地力の格差もあって協定栽培は無理があり、苗代だけ集合してその他は単なる共同作業に終っている現状であるが、もちろん共同化による効果は上っており、正確な集計が共同化前のものがないので比較できるのは現金支出だけで、田植の費用は4戸合せて昭和34年は約3万円の支出だったのが、同35年は賃耕収入があったので5,500円の収入となっている.同36年は更に効果があった。ここも民主的に運営されてはいるが、Aに比べるとやや劣り、全面共同でないので効果もAより劣る.

Cは共同化の発足が今年からなので、しかもBと同様に共同化前の統計がないので明らかではないが、2 ha以上層の農家にとっては労力確保の意味で大いにプラスになったであろうし、労力提供者として加わった2 戸の農家にとっては労働日数は確保されたという効果はあったと思われる.

考 察

水田の共同化は現在の日本農業のおかれている経済体制下では存続しがたいと一般に論ぜられている. 即ち理由として次の二つがあげられている.

(1) 稲作は依然として手労働中心の作業体系なので,

大規模化によって大量生産の有利性が発揮できる余地が 少なく,研究もまだ大型機械化・田植の機械化または直 播について近年中に実用化できる段階まで到達していない.

(2) 土地私有制度・水利慣行および部落共同体による制約などによって集団化しうる可能性に乏しい.

事実以上のことが共同化による規模拡大の積極的効果

発揮を阻害する大きい要因となっているが、前記発生要 因とその対策に示したように、農家としては差しせまっ た所得拡大の欲求があるので、自らのおかれた情勢下で 最大の効果を求めて共同化に踏み切ったわけである. そ れで上記のように得られた成果はその組織運営によって 差があるのであるが、すべて防衛的な効果しかあげてい ない. BおよびCでは、土地私有制度には触れないで単 なる共同作業に止め,養豚の共同化によって所得の拡大 を図ろうとしているのであるが、Aではこの土地私有と いうことに触れてこのことによる障害をできるだけ少く するために, この問題に積極的に取り組んで討議を重ね た結果、地力の差ということが非常に少いこともあっ て、距離の遠近および分散の度合を不問にすることと し、各戸はそれぞれ面積だけの権利を保有することとし たのである. その結果各農家間の共同化に対する呼吸が 実によく一致し、上記のように3例中効果が最も大きい のである. 更に節約された労力で現在の酪農を拡大する か、他の畜産部門を導入するかによって積極的に所得の 拡大をねらっている.

もっとも共同化によって,近代化された経営形態をと ちなければ,どこかに無理を来して存続が困難になると いう可能性がある。事実このAの共同化においても以下 の問題点がある。

- (1) 労働能率の個人差および労賃
- (2) 作業の質による労賃差
- (3) 収益の分配

これらのうち(1)および(2)は差をつけずに単に労働時間だけで労賃を計算し、(3)は労賃を正作業員一人月額一率に6千円とし、粗収入からその月給を差引いた残りを面積割りに分配するということで切りぬけようとしている。これらの考え方の中には合理的でない点が多分にあり、今後問題点として意識して改善していかなければならない事柄である。合理的でないことというのは個人による労働の能率および作業の質というものが本当に合理的に処理されるためには、はっきりと個人および質によって格差をつけなければならないものであろうし、現在のように春秋の大きい労働ピークが続く限り、月給制に

はまだ無理な点があるという事柄があげられる。労働については多分に家族労作的温情主義が介在しているといえよう。近代的に割り切った経営と雇用の関係が成立することが望まれるわけである。

しかし稲作の作業体系が現状のまま当分は続くものと みなければならないから、稲作共同に関する限りこのよ うな非合理性および非近代性を内包しつつ、一方では機 械の発達による部分的発展を織り込みながら存続をする より他に方法はないであろう.

将来乾田直播栽培法が確立され、深耕可能な土地条件ができあがれば、稲作も大規模化・大型機械化が実現して近代化され、企業的要素も織り込まれるようになり、 当然上記の問題点が解決された上での共同経営が運営されなければならない。ここで最大の問題となるのは大型機械が導入され、大規模化されるとしても水田が集団化しないと運営が無理になることである。集団化の阻害要因は土地の私有制に基づくものであるから、個々の耕地に対する執着心を捨て去って、Aの例のような面積割り

の権利だけを残す共同化が最も効率をあげうるものと思 われる. 但しこれは所有権までを侵すものではなく, 面 積割りの権利といっても,あくまでも約束であって,個々 の耕地の所有権はもちろんそのままとするのである. 地 力差ということがよくいわれるが、技術の進歩はこの差 を解消するであろうし、また解消しなければいつまでも これが阻害要因となって大型機械化・大規模生産の発展 を妨げることとなろう. なおまた, 事実地力差があって もそれに執着するような農民では、共同化の資格に欠け るものといわなければならない. 実際にも大規模大型機 械化による共同経営に移行しなければならないような事 態になると思われるのであるが、その時は以上のような 集団化が第一の先決要件であり、それには地力に執着す ることなく面積割りで交換分合して耕地の集団化を断行 し、所有権は個々の耕地に帰するとしても収益は面積割 りに分配するという形の共同経営が最も期待しうる形の ものであろう.

庄内平田地区における現行稲作技術と経営

--- その実態と要因解析試論 ----

鈴 木 福 松·坂 本 裕·田 中 洋 介

(東北農試)

は し が き

この調査報告は山形県農試および東北農試との共同で 実施して来た「寒冷地稲作技術水準に関する調査研究」 の一環として、山形県庄内平田地区大多新田部落につい て昭和35年度稲作生産技術の実態把握にあたり、要因解 析と改善計画とを経営的視点から結合させるために行な った方法と結果を一試論として報告するものである.

1. 調 査 方 法

部落全農家(聴き取り不能農家は除く)の 圃場 一筆 (およそ500~600筆) ごとについて (1)圃場条件・(2)育 苗および耕耘過程から収穫過程に至る技術過程の様式お よび方法と (3)肥料・農薬等の流動資材の投入量および 産出量として反収を聴き取り・実測調査をした.

2. 解 析 方 法

前述の聴き取り・実測調査項目を一筆一枚(10 a 当り

一枚)の割合にパンチカードとストリップカードに整理 し、これをソート(仕分け)し、

第1.原因要因(独立要因)として土壌型と品種をとり、これに技術過程を加え、結果要因(従属要因)として反収をとり、これ等の要因相互の関係を2要因~3要因と積みあげることにより属地的に技術要因との関連を明らかにすること。

第2. 収量との関連で把握した技術要因と農家(経営主体)との関係、即ち属人的関係はどのような指標で把えるか、

第3.経営的視点から技術要因と農家との要因関係は どのようになっているかの3視点について相関表分析法 をもちいて考察を試みた.

3. 結果並びに考察

第1視点(属地的関係)では、1要因と収量との関係としては耕深との事例を、2要因以上の積みあげる例としては苗良否および株数との関係についてだけ述べる.